

## 砂防指定地内における制限行為一覧表

- 砂防指定地内でAにあたる行為を行う場合は、県知事の許可が必要です。  
(Bにあたる行為は軽微な行為であるため、許可不要です。)

区 分	許可が必要な行為(A)	許可を要しない行為(B)
	砂防法4条 新潟県砂防指定地等管理条例第4条	新潟県砂防指定地等管理条例施行規則第3条
工作物に関する行為	① 工作物の新築、改築、移転又は除却	① 砂防設備から水平距離で5m以上離れた場所における土地の造成を伴わない住居の新築、改築、移転又は除却 ② 住宅又は農業の用に供する土地における簡易な小屋等の工作物の設置 ③ 簡易な境界杭等の設置
立木に関する行為	① 立竹木の伐採、樹根もしくは芝草の採取、立竹木の滑下もしくは地引による運搬又は立竹木の流送	① 倒木竹又は枯損木竹の伐採 ② 木竹の保育のために行う木竹の伐採又は芝草の採取
土地の原状変更に関する行為	① 土地の掘削、盛土、切土その他土地の原状を変更する行為	① 耕うん ② 砂防設備から水平距離で5m以上離れた場所における、以下に掲げる行為(1,000m <sup>2</sup> 以下で、水の浸透を増加させないものに限る。) ・ 深さ50cm以下の掘削 ・ 高さ50cm以下の盛土又は切土
土石に関する行為	① 土石(砂れきを含む)の採取もしくは鉱物の採掘又はこれらの堆積もしくは投棄	① 砂防設備から水平距離で5m以上離れた場所における、以下に掲げる行為(1,000m <sup>2</sup> 以下で、水の浸透を増加させないものに限る。) ・ 50cm以内の土石の採取若しくは鉱物の採取 ・ 高さが50cm以内の土石・鉱物の堆積
家畜に関する行為	① 牛、馬その他の家畜の継続的な放牧又はけい留	—
たき火に関する行為	① 火入れ又はたき火	① 住宅の用に供する土地における小規模なたき火
その他の行為	治水上砂防のために支障のある行為	① 道路、河川、水路等の簡易な補修工事 ② 水田、水路又はため池(地割れその他の土地の状況により水の浸透しやすいものを除く。)への水の放流又は貯留